

令和 7 年度自動車騒音常時監視業務委託特記仕様書

1 目的

明石市内における主要幹線道路の自動車騒音の状況を騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき常時監視する。

2 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号 環境省水・大気環境局長）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号 環水大自第 1510301 号 環境省水・大気環境局長）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大自発第 1510303 号 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (7) 自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）
- (8) その他関係法令等

3 業務の概要

環境省水・大気環境局が配布する面的評価支援システム（Ver5.3.0、以下「新システム」という。）を使用し、評価マニュアル及び事務処理基準に沿って評価対象路線の環境基準達成状況を把握する。業務内容の詳細については、別添「自動車騒音評価システム運用業務内容」のとおり。

4 貸与する資料

本業務の遂行に当たり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 住宅地図（Zmap-TOWN II 明石市 株式会社ゼンリン）
 - (2) 令和 6 年度 自動車騒音常時監視業務成果（システムデータ）
 - (3) その他業務遂行上必要と認められる資料（東播都市計画「明石市」総括図等）
- なお、面的評価システム一式（面的評価支援システム、電子地図(国土地理院数値地図 25000(空間データ基盤))、GIS エンジン、パソコン）は貸与いたしません。

5 報告事項等

(1) 現場責任者の報告

受託者は、契約締結後速やかに市に対し、現場責任者の氏名を報告するものとする。現場責任者に変更があったときも、また同様とする。

(2) 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに実施計画書を市に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 成果品の提出

受託者は、次表の成果品を市に提出し、検査を受けなければならない。

名 称	提出方法	備 考
ア 委託業務実施報告書	A4 紙 2 部	1. 調査内容 2. 環境基準の達成状況（全体、道路種類別、路線別） 3. 成果品等
イ 自動車騒音常時監視結果報告書 ・環境省報告様式（1-1～3-2） ・位置図（騒音測定地点、評価区間） ・詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）	A4 紙 2 部	
ウ 自動車騒音常時監視結果報告書 ・環境省報告様式（1-1～3-2） ・位置図（騒音測定地点、評価区間） ・詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図） ・GIS データファイル	CD-R	
エ オブジェクト・データベース	CD-R	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
オ 令和 7 年度道路騒音測定結果一覧表	・ A4 紙 2 部 ・ CD-R	本市指定様式エクセルデータ
カ 令和 7 年度一般環境騒音測定結果一覧表	・ A4 紙 2 部 ・ CD-R	本市指定様式エクセルデータ

6 測定実施日

契約日から令和 8 年 1 月 30 日（金）のあいだで、夜間測定時に虫等鳴き声の影響がでないよう測定日を選定し実施すること。

その他

(1) 打ち合わせ等

ア 受託者は、業務を適性かつ円滑に実施するため市と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただし、その内容を議事録に記録し、相互に確認するものとする。

イ 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに市と協議するものとする。

(2) 関係官庁への手続き等

ア 受託者は、業務の実施に当たって、市が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

イ 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合または協議を求められた場合は、誠意を持って対処し、その内容を議事録に記録し、遅滞なく市に提出しなければならない。

(3) 土地への立ち入り

ア 受託者は、業務を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

イ 受託者は、業務を実施するために植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物

を一時使用する場合は、あらかじめ市に報告するとともに、市の指示に従って所有者の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、測定にあたり、土地所有者等との調整等を行うものとする。

(4) 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

(5) 検査

ア 受託者は、市の立ち会いのもとに、次の検査を受けるものとする。

(ア) 成果品の検査

(イ) 業務等管理状況の検査

イ 受託者は、検査の結果または成果品納品後に不備、誤り等が発見された場合には、委託期間にかかわらず速やかに補修を行わなければならない。補修に際し費用が発生した場合、受託者において全額負担するものとする。

(6) その他

受託者は、評価マニュアル及び自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の改訂があった場合には、改訂後の評価マニュアル及び同要領に基づいて業務を実施すること。

また、システムがバージョンアップされた場合には、最新版を使用して本業務を実施するものとする。

自動車騒音評価システム運用業務内容

1 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は以下の資料による。

○騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について
(平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914001 号 環境省水・大気環境局長)

※以下「事務処理基準」

○騒音に係る環境基準の評価マニュアル (道路に面する地域編及び一般地域編)
(平成 27 年 10 月 30 日付環水大大第 1510301 号 環境省水・大気環境局長)

※以下「評価マニュアル」

○自動車騒音常時監視マニュアル
(平成 27 年 10 月 30 日付環水大自発第 1510303 号 環境省水・大気環境局長)

○面的評価支援システム操作マニュアル (環境省水・大気環境局)

2 自動車騒音評価システム運用業務

(1) 面的評価

全ての評価路線、評価区間について、当該年度で面的評価を実施すること。

(2) 調査

ア 道路調査

評価路線 25 路線 (別表 1) について道路構造条件・騒音対策状況・交通量条件等を調査すること。

評価区間 53 区間 (別表 2) について前回調査結果から状況変化が確認された場合は市と協議の上、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行うこと。

イ 沿道調査

監視地域の建物情報については、本市所有のデータ (株式会社ゼンリン Zmap-TOWN II) により取得すること。なお、評価対象区間において建物情報の不足 (集合住宅の階数・戸数等) があった場合には現地にて補足調査を行うこと。また街区ごとの地表面種類を調査すること。

ウ 騒音・振動等調査

受託者は、次の (ア) (イ) に示す内容において実測すること。

(ア) 騒音・振動測定

a 道路近傍騒音レベル (令和 7 年度自動車騒音測定地点の No.1~No.16)

下表に示す地点において騒音計を設置して 24 時間実測 (L_{Aeq} 、10min) し、以下の項目も把握すること。

- ・昼間等価騒音レベル (L_{Aeq} 、16h)
- ・夜間等価騒音レベル (L_{Aeq} 、8h)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

b 道路近傍振動レベル（令和 7 年度自動車騒音測定地点表No.16）

振動レベル計（計量法第 71 条の条件に合格した測定器）を騒音計と同じ地点に設置し、1 時間に 1 回（5 秒間隔、100 個またはこれに準ずる間隔、個数）以上を 24 時間実測し次の項目を把握すること。

- ・時間帯別振動レベル（L10）

[令和 7 年度自動車騒音測定地点表]

No.	路線名	騒音等測定地点	騒音	振動
1	国道 2 号線(一般国道 2 号) ※国道 175 号線	あかし旅立ちの丘	○	
2	国道 2 号線(一般国道 2 号)	消防大久保分署	○	
3	国道 2 号線(一般国道 2 号)	県営明石魚住清水高層住宅	○	
4	国道 2 号線(一般国道 2 号)	大観小学校	○	
5	国道 250 号線(一般国道 250 号)	大久保南小学校	○	
6	国道 250 号線(一般国道 250 号)	国立明石高専	○	
7	国道 2 号線(第二神明道路)	高丘水压監視所	○	
8	国道 2 号線(第二神明道路)	KDDI(株)明石学園西基地局	○	
9	県道 718 号線(明石高砂線)	林小学校	○	
10	県道 718 号線(明石高砂線)	江井島小学校	○	
11	県道 718 号線(明石高砂線)	消防二見分署	○	
12	県道 208 号線(二見港土山線)	市営西二見住宅	○	
13	県道 208 号線(二見港土山線)	南二見人工島入り口	○	
14	県道 514 号線(志染土山線)	柏木歯科医院	○	
15	市道魚住 124 号線	ABC ガード(株)駐車場	○	
16	市道朝霧 242 号線	消防朝霧分署	○	○

c 一般環境騒音レベル

下表に示す地点において騒音計を設置して 24 時間実測（ L_{Aeq} 、10min）し、以下の項目も把握すること。

- ・昼間等価騒音レベル（ L_{Aeq} 、1h）
- ・夜間等価騒音レベル（ L_{Aeq} 、1h）
- ・時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）
- ・最大値（ L_{Amax} ）

[令和 7 年度一般環境騒音測定地点]

No.	地点名	用途地域
1	朝霧小学校	第 1 種低層住居専用地域
2	市営王子団地	第 1 種中高層住居専用地域
3	衣川コミュニティセンター	工業専用地域
4	高丘コミセン中央集会所	近隣商業地域
5	西八木厚生館	第 1 種住居地域
6	錦が丘小学校	第 1 種低層住居専用地域
7	西二見老人憩いの家	第 1 種住居地域

(イ) 交通量・平均走行速度測定

a 交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回（実測時間 10 分以上）測定した次の項目。

- ・昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））
- ・夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

b 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回について上下別に 10 台程度計測した次の項目。

- ・昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））
- ・夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））

(3) 要素設定

評価区間ごとに、操作マニュアルに基づき、要素設定を実施すること。

ア 沿道設定

次のことについて、操作マニュアルに基づき、沿道設定を行うこと。

(ア) 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域図から都市計画用途地域オブジェクトを作成すること。

(イ) 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成すること。

(ウ) 評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報（評価区間番号、道路種別、道路名称(路線名)、センサス番号、上下コード(上り、下り、その他)を入力すること。道路横断面を作成し、情報を入力すること。

(エ) 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

(オ) 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト（評価用、表示用）を作成し、評価区間情報と関連付けること。

(カ) 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

(キ) 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

(ク) 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。地表面種類情報を入力すること。

(ケ) 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号・建物用途・構造）を入力する。建物属性（建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減衰量補正を計算し、窓面位置の設定を行うこと。

(コ) 立地密度

評価区間、街区の立地密度を計算すること。

(サ) 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ（スケール 1/1500、5000、12500、25000、50000、500000）を作成すること。

(シ) 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート、建物図を印刷すること。

イ 騒音設定

(ア) 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報（年度・騒音測定箇所番号、定点/準定点/例外的実測）を入力すること。道路横断面を作成し、情報を入力すること。

(イ) 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力すること。

(4) 騒音推計

評価区間について、操作マニュアルに基づき、騒音推計を実施すること。

ア 設定

(ア) 騒音基準位置の設定

評価区間毎の上下別に騒音レベルの基準点位置（道路敷地境界）、騒音測定データの選択及び基準点高さを設定すること。

(イ) 騒音レベルの推定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報から、“ASJ RTN-Model 2018”日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式（以下「ASJ モデル」という。）にて推定すること。

(ウ) 騒音レベルの確定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルの確定値を設定すること。

実測値がある場合、原則、その値を確定値として設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量を計算して補正するものとする。

実測値がない場合は、原則、他の区間の実測値を適切に選定・補正し、確定値として設定すること。

(エ) 残留騒音レベルの設定

残留騒音レベルは、「2 (2) ウ (ア) c 一般環境騒音測定レベル」を用いて本市の指示のうえ設定する。

(オ) 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分）を作成すること。

イ 騒音推計

(ア) データチェック

オブジェクト、関係データ、帳票データの関連付けをチェック処理すること。

(イ) 沿道情報

入力した沿道情報（評価区間、街区、都市計画用途地域等）を画面上で確認すること。

(ウ) データ照査・諸元

入力したデータ（密度、発生源騒音強度分布、残留騒音分布）を画面上で確認すること。

(エ) 推計

ASJ モデルによる背後地建物の騒音推計（詳細調査）を行うこと。

a 建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJ モデルに基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計すること。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45mとし、疎の場合には5、15、25、35、45mとする。

なお、戸建て（独立）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3カ所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

b 建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理すること。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理すること。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計すること。

c 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果、「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理すること。

なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除くこと。

(オ) 常時監視フォーマット作成

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき報告書を作成すること。

(カ) 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況、環境基準達成状況、騒音レベル等高線図、騒音レベル減衰横断図等）を作成すること。

(5) 報告書作成

ア 自動車騒音常時監視報告書

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、報告書及びファイルを作成すること。

報告に当たっては、騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告すること。

イ GIS データファイル

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、GIS データファイルを作成すること。

GIS データファイルの作成に当たって、評価区間 Polygon (REGION) の出力形式が”出力コード：なし”のデータについては、操作マニュアルを参照し、GIS データの読込・確認による検証後に報告すること。

なお、結果報告様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成すること。

ウ 報告書提出期限

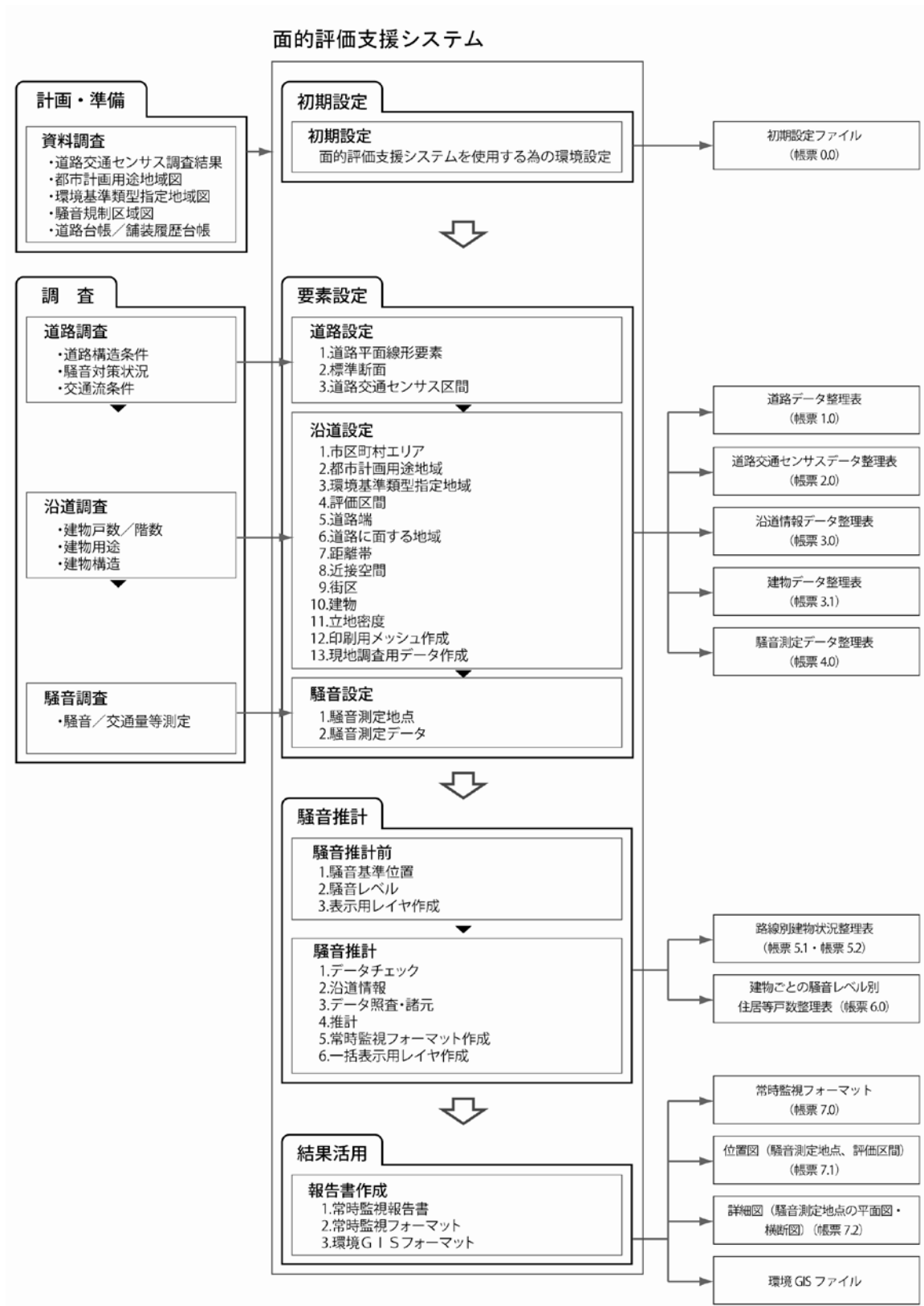
令和 8 年 2 月 27 日(金)までに提出すること。

(6) 面的評価支援システムの環境設定

面的評価支援システム・GIS エンジン (ActiveMap for.NET)・地図データ及び本業務にて調査・入力したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが稼働できるように設定する。

なお、面的評価支援システムが変更された場合は、最新のバージョンより設定すること。

【参考】



別表 1 評価路線

番号	路線名
1	一般国道 2 号
2	一般国道 2 号 (第二神明道路)
3	一般国道 2 号 (加古川バイパス)
4	一般国道 2 8 号
5	一般国道 2 5 0 号
6	主要地方道明石神戸宝塚線
7	主要地方道神戸明石線
8	主要地方道宇佐土山線
9	一般県道平野舞子停車場線
1 0	一般県道大久保稲美加古川線
1 1	一般県道明石港線
1 2	一般県道林崎港線
1 3	一般県道二見港土山線
1 4	一般県道西明石停車場線
1 5	一般県道有瀬大蔵線
1 6	一般県道岩岡魚住線
1 7	一般県道江井ヶ島大久保停車場線
1 8	一般県道平荘大久保線
1 9	一般県道志染土山線
2 0	一般県道明石高砂線
2 1	市道魚住 1 2 4 号線
2 2	市道大久保 1 4 6 号線
2 3	市道朝霧 5 号線
2 4	市道朝霧 2 2 8 号線
2 5	市道朝霧 2 4 2 号線

別表2 評価区間に関する情報

一連番号	評価区間番号	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所
1	2021-10040-1	一般国道2号	明石市大蔵八幡町1	明石市大蔵八幡町1
2	2021-10050-1	一般国道2号	明石市大蔵八幡町1	明石市本町1丁目1
3	2021-10060-1	一般国道2号	明石市本町1丁目1	明石市和坂稲荷町
4	2021-10070-1	一般国道2号	明石市和坂稲荷町	明石市西明石町5丁目14
5	2021-10070-2	一般国道2号	明石市西明石町5丁目14	明石市小久保2丁目8
6	2021-10080-1	一般国道2号	明石市小久保2丁目8	明石市小久保
7	2021-10080-2	一般国道2号	明石市小久保	明石市魚住町 長坂寺
8	2021-10080-3	一般国道2号	明石市魚住町 長坂寺	明石市魚住町 清水
9	2021-10300-1	一般国道2号(第二神明道路)	明石市松が丘北町	明石市松が丘北町1
10	2021-10310-1	一般国道2号(第二神明道路)	明石市大久保町 松陰	明石市大久保町 大窪
11	2021-10320-1	一般国道2号(第二神明道路)	明石市魚住町 清水	明石市魚住町 清水
12	2021-10330-1	一般国道2号(加古川バイパス)	明石市魚住町 清水	明石市魚住町 清水
13	2021-10420-1	一般国道2号	明石市硯町3丁目10	明石市大道町1丁目11
14	2021-10610-1	一般国道28号	明石市大蔵八幡町1	明石市中崎2丁目2
15	2021-11630-1	一般国道250号	明石市小久保2丁目1	明石市西明石西町1丁目1
16	2021-11630-2	一般国道250号	明石市西明石西町1丁目1	明石市西明石西町1丁目10
17	2021-11630-3	一般国道250号	明石市西明石西町1丁目10	明石市藤江
18	2021-11630-4	一般国道250号	明石市藤江	明石市大久保町 谷八木
19	2021-11630-5	一般国道250号	明石市大久保町谷八木	明石市大久保町 江井島
20	2021-11640-1	一般国道250号	明石市大久保町 江井島	明石市魚住町 中尾
21	2021-11640-2	一般国道250号	明石市魚住町 中尾	明石市魚住町 住吉4丁目8
22	2021-11640-3	一般国道250号	明石市魚住町 住吉4丁目8	明石市二見町 東二見
23	2021-11640-4	一般国道250号	明石市二見町 東二見	明石市二見町 西二見
24	2021-11640-5	一般国道250号	明石市二見町 西二見	明石市二見町 西二見
25	2021-40710-1	主要地方道明石神戸宝塚線	明石市大明石町1丁目2	明石市茶園場町1
26	2021-41010-1	主要地方道神戸明石線	明石市明南町1丁目1	明石市小久保2丁目1
27	2021-43100-1	主要地方道宇佐土山線	明石市魚住町 清水	明石市魚住町 清水
28	2021-60270-1	一般県道平野舞子停車場線	明石市松が丘4丁目3	明石市松が丘1丁目1
29	2021-60830-1	一般県道大久保稲美加古川線	明石市大久保町 駅前2丁目2	明石市大久保町 大窪
30	2021-61260-1	一般県道明石港線	明石市本町2丁目6	明石市港町2
31	2021-61270-1	一般県道林崎港線	明石市林2丁目13	明石市林崎町2丁目2
32	2021-61350-1	二見港土山線	明石市二見町 南二見	明石市二見町 西二見
33	2021-61360-1	二見港土山線	明石市二見町 西二見	明石市二見町 西二見
34	2021-61360-2	二見港土山線	明石市二見町 西二見	明石市二見町 福里
35	2021-61360-3	二見港土山線	明石市二見町 福里	明石市魚住町 清水
36	2021-61590-1	一般県道西明石停車場線	明石市小久保2丁目3	明石市小久保2丁目1
37	2021-63530-1	一般県道有瀬大蔵線	明石市荷山町	明石市大蔵中町1
38	2021-63720-1	一般県道岩岡魚住線	明石市魚住町 金ヶ崎	明石市魚住町 錦が丘1丁目11
39	2021-63730-1	一般県道岩岡魚住線	明石市魚住町 錦が丘1丁目11	明石市魚住町 中尾
40	2021-63740-2	一般県道江井ヶ島大久保停車場線	明石市大久保町 八木	明石市大久保町 福田2丁目2
41	2021-63740-3	一般県道江井ヶ島大久保停車場線	明石市大久保町 福田2丁目2	明石市大久保町 大窪
42	2021-63740-4	一般県道江井ヶ島大久保停車場線	明石市大久保町 江井島	明石市大久保町 江井島
43	2021-63850-1	一般県道平荘大久保線	明石市大久保町 大窪	明石市大久保町 大窪
44	2021-65630-1	一般県道志染土山線	明石市魚住町 清水	明石市魚住町 清水
45	2021-66990-1	一般県道明石高砂線	明石市本町2丁目9	明石市大久保町 江井島
46	2021-66990-2	一般県道明石高砂線	明石市大久保町 江井島	明石市二見町 東二見
47	2021-67000-1	一般県道明石高砂線	明石市二見町 東二見	明石市二見町 西二見
48	2021-90005-1	市道朝霧5号線	明石市松が丘4丁目3	明石市大蔵谷
49	2021-90124-1	市道魚住124号線	明石市魚住町 錦が丘4丁目5	明石市魚住町 長坂寺
50	2021-90146-1	市道大久保146号線	明石市大久保町 大窪	明石市大久保町 大窪
51	2021-90228-1	市道朝霧228号線	明石市朝霧台	明石市朝霧台
52	2021-90242-1	市道朝霧242号線	明石市大蔵海岸通	明石市朝霧町1丁目7
53	2021-90242-2	市道朝霧242号線	明石市朝霧町1丁目7	明石市朝霧台